

ンについては、20年度においても引き続きこれを実施したところであり、同キャンペーンの中心である「認知症サポーター100万人キャラバン」については、20年12月末までにサポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトを28,514名、サポーターについては、694,854名養成した。

エ 介護に関する普及啓発

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日を設定することとし、一般の意見公募による結果を踏まえ、11月11日を「介護の日」とした(図2-3-11)。

「介護の日」に合わせ、「介護の日」ホームページの開設やポスターの配付等を行うとともに、都道府県・市区町村、介護事業者、関係機

関・団体等による広報・啓発活動やイベント等が行われた。

(4) 孤立死防止対策の推進

都市部を中心に、地域から孤立した高齢者などの死亡が社会問題となっている状況を踏まえ、平成20年3月に取りまとめられた「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」の提言や、各モデル地域の事例等の周知を行うとともに、地域福祉等推進特別支援事業において、高齢者等の孤立死防止対策を含め、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う自治体等への支援を行った。

(5) 高齢者医療制度改革

ア 新たな高齢者医療制度の施行

わが国の医療保険制度は、これまで、被用者等を対象とする被用者保険と自営業者や退職者等を対象とする国民健康保険の二本立ての体系を基本としつつ、高齢者については、加入している医療保険に保険料を支払う一方で、老人保健制度により、公費や各保険者からの拠出金等をもとに市町村から給付を受けていた。

しかし、この老人保健制度は、今後、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世代と高齢者の負担のルールが明確でない、運営の主体が分からないといった問題点が指摘されていたことから、平成18年の医療制度改革において、老人保健制度に代わる独立した医療制度である長寿医療制度(後期高齢者医療制度)を創設することとされ、20年4月から施行された。

長寿医療制度は、現役世代と高齢者の負担のルール(給付費の約5割を公費、約4割を現役世代からの支援金、約1割を高齢者の保険料)を明確化するとともに、都道府県単位の後期高

図2-3-11 介護の日ポスター

